



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 7 9 号 令和 8 年 8 月 1 4 日 発行

目 次

※は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
5 0 ※	徳島県規則の読点の表記に関する規則を廃止する規則	法制監察課

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 2 4 ※	徳島県告示の読点の表記に関する告示を廃止する告示	法制監察課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
1 4 ※	徳島県訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令	法制監察課

【教育委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
8 ※	徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則を廃止する規則	

【教育委員会訓令】

番 号	表 題	担当課名
5 ※	徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
※	現行規則の廃止の一部を改正する規則	

【人事委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 1 ※	徳島県人事委員会告示の読点の表記に関する告示を廃止する告示	

【人事委員会訓令】

番 号	表 題	担当課名
2 ※	徳島県人事委員会訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令	

【公布された条例等のあらまし】

- 徳島県規則の読点の表記に関する規則を廃止する規則（規則第50号）
 - 1 徳島県規則の読点の表記に関する規則は、廃止することとした。
 - 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第50号

徳島県規則の読点の表記に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和8年8月14日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県規則の読点の表記に関する規則を廃止する規則

徳島県規則の読点の表記に関する規則（令和6年徳島県規則第35号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県告示第424号

徳島県告示の読点の表記に関する告示を廃止する告示を次のように定める。

令和8年8月14日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県告示の読点の表記に関する告示を廃止する告示

徳島県告示の読点の表記に関する告示（令和6年徳島県告示第171号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和8年8月14日から施行する。

徳島県訓令第14号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

徳島県訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年8月14日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令

徳島県訓令の読点の表記に関する規程（令和6年徳島県訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年8月14日から施行する。

徳島県教育委員会規則第 8 号

徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 14 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則を廃止する規則

徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則（令和 6 年徳島県教育委員会規則第 6 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県教育委員会訓令第5号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年8月14日

徳島県教育委員会教育長 中 川 齊 史

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程（令和6年徳島県教育委員会訓令第5号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年8月14日から施行する。

現行規則の廃止の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 14 日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

現行規則の廃止の一部を改正する規則

現行規則の廃止（規則 1—4）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 項を加える。

1 1 1 規則 1—22（徳島県人事委員会規則の読点の表記に関する規則）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県人事委員会告示第11号

徳島県人事委員会告示の読点の表記に関する告示を廃止する告示を次のように定める。

令和8年8月14日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

徳島県人事委員会告示の読点の表記に関する告示を廃止する告示

徳島県人事委員会告示の読点の表記に関する告示（令和6年徳島県人事委員会告示第1号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和8年8月14日から施行する。

徳島県人事委員会訓令第2号

徳島県人事委員会事務局

徳島県人事委員会訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年8月14日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

徳島県人事委員会訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令

徳島県人事委員会訓令の読点の表記に関する規程（令和6年徳島県人事委員会訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年8月14日から施行する。